

# 平成 23 年度 第 1 回仙台市環境審議会 議事録

平成 23 年 12 月 2 日(金)

14:00~16:00

仙台市議会第二委員会室

## I 次第

1 開 会

2 環境局長あいさつ

3 新委員紹介

4 議事・報告事項

(1) 「杜の都環境プラン」の定量目標の達成状況及び施策に係る平成 22 年度実施状況について

(2) 仙台市環境影響評価条例見直しの方向性について（報告）

(3) 震災廃棄物等の処理状況について（報告）

(4) その他

5 閉 会

## II 出席委員数

出席 20 名

欠席 5 名（金久保佐知子委員、田口昭門委員、花島伸行委員、花輪公雄委員、山本昭委員）

## III 議事・報告事項

司会(企画調整係 長)	議事進行に際しては、仙台市環境審議会の組織および運営に関する規則第 5 条第 1 項に基づき、佐藤会長にお願いしたい。
議長(佐藤会長)	それでは議事・報告事項を進めていく。 会議の公開に関して、個人のプライバシーに関すること等で非公開の必要がある場合以外は、会議は公開することとしている。今回もそれらに抵触することはないので公開で開催する。 議事録の署名について、会長と出席委員 1 名の署名をもって正式な議事録とすることとし、今回の署名は小松委員にお願いしたいがいかがか。
小松委員	「了解」
議長(佐藤会長)	ありがとうございます。

事務局(環境企画課長)	<p>それでは、議事・報告事項(1)に入る。事務局より説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1に基づき、「杜の都環境プラン」の定量目標の達成状況及び施策に係る平成22年度実施状況について説明</li> <li>・資料1参考1に基づき、「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」について説明</li> <li>・資料1参考2に基づき、「仙台市震災復興計画」について説明</li> <li>・昨年12月に「杜の都環境プラン」とあわせて答申いただいた、新たな「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、2月までにパブリックコメントを終えたが、計画決定直前に震災が起こったため決定に至らなかった。国は福島第一原子力発電所の事故等を踏まえて、来夏までに原子力政策も含めたエネルギー基本計画の抜本的な見直しを行うこととしており、これに連動して国の地球温暖化対策の見直しも必至である。</li> </ul> <p>「仙台市地球温暖化対策推進計画」は「杜の都環境プラン」の部門別計画であるとともに、地球温暖化対策推進法における地方公共団体実行計画として法定計画に位置づけられるものでもあり、国の政策・施策と連携・協力する役割も果たしていることから、今後の国の動向を踏まえながら、改めて手続きを進める。</p>
議長(佐藤会長)	<p>ただいまの事務局から説明について、ご質問やご意見等はあるか。</p>
吉岡委員	<p>資料1の8ページ(1)定量目標の達成状況のところ、目標数値に達しているか否かで「○×」の評価をしている。全く達成していないものと、わずかに及ばなかったものが、同じく単に「×」と表示されるのはいかがなものか。達成度合いが市民にも分かりやすいよう、例えば、「星の数」や「笑顔・普通の顔・泣き顔」など、表し方を工夫してはどうか。</p>
事務局(環境企画課長)	<p>今回は前計画の最終年度ということで「○×」で評価を行った。それまでは計画期間が満了していないことから評価を「◎○△」で示していたが、昨年度、新たな杜の都環境プランを策定する際に、市民の方やNPOの方から「×のものは×として明確に評価したうえで、達成に向けて一緒に取り組んでいこう」との声もいただいたことなどから、計画の節目として「○×」とした。委員のご提案については、新たな杜の都環境プランの進行管理の中で考えていきたい。</p>
議長(佐藤会長)	<p>「S・A・B・C」や「点数」など評価の表し方はいろいろあり、「○×」も一</p>

<p>中屋委員</p>	<p>つの方法ではある。達成度合いや詳しい状況については後段の記述などを読むことで分かるが、今後検討していただきたい。</p> <p>今後、検討して欲しいという発言であるが、資料1の8ページ(1)定量目標の達成状況のところ、目標の7番目以降の項目が分かりにくい。7番目の「身近な生き物の認識度」は環境教育・学習からの観点からであるという説明があったので、それに従えば例えば、「小中学校における環境を題材としたプロジェクト学習の実施率」といったものはどうか。8～10番目については、杜の都・仙台らしい目標が適切だと考えるので、「街路樹の達成度または他都市との比較」、「公共交通機関利用率」などとするとより分かりやすいのではないかと。</p>
<p>事務局(環境企画課長)</p>	<p>新たなプランで旧プランの目標を継続しているものと新規のものがあり、ご提言いただいた内容が反映されているわけではないが、目標値だけではなく様々なデータを多面的にとらえて評価していきたい。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>新たなプランを議論した際に提言していた、スマートグリッド、自然エネルギー、電気自動車、蓄電池などが震災を契機に前進するようだが、国の基準や方針が決まらなくても仙台市としては国を動かすくらいの意気込みが欲しい。自然環境の中で幸せにこの地域で暮らしていくためには、化石資源に過度に依存しなくてもよい生活ができるよう、行政は意識を変えていく必要がある。</p> <p>現代はロジカルで、「○」が良くて「×」を切り捨てる世の中だが、重み付けをした評価の工夫をしてはどうか。</p>
<p>事務局(環境局長)</p>	<p>仙台市としては震災を乗り越える必要があり、その取り組みが注目される立場でもある。復興の観点から何を行い、どのような成果をあげるかが求められていることから、最大限の努力をしてその姿勢を国にも見せていきたい。</p>
<p>佐藤わか子委員</p>	<p>目標10番目の「公用車における低公害車等の割合」については、全市の車の割合に対して市の公用車の割合はわずかであり、意味があるのか。それを低公害車にするよりも、所管は環境局ではないかもしれないが、全市的に電気自動車やハイブリット自動車を広めていく目標や誘導策を、車社会からの脱却という大きな視点から進めたらよいのではないかと。</p> <p>エコタウンや新エネルギーといった構想もよいが、内容が漠然としていてはいけない。兵庫県淡路市ではエネルギー自給率100%という壮大な目標を掲げており、</p>

議長（佐藤会長）	<p>今は4%だが来年は風力発電やメガソーラーを導入して7%にするぞ、というように方向性が明確化されている。仙台市においてもエネルギー自給率も含めてどこまでがんばるかを示した方がよい。</p> <p>「公用車における低公害車等の割合」については、昔はこのような考え方が大事であったことから掲げたものであろうが、佐藤委員の発言は、今後、時代に合わせた対応をしていかなければならないという示唆である。昨年度の議論にもあったが、環境施策の哲学、フィロソフィーの問題であり、考え方も時代に即して変えていかなければいけないと考える。</p> <p>本題である、杜の都環境プランの平成22年度の実績報告書「仙台市の環境」を冊子として公表することについては了承いただけるか。</p>
委員	「異議なし」
議長（佐藤会長）	続いて、議事・報告事項（2）に入る。事務局より報告いただきたい。
事務局（環境都市推進課長）	・資料3、資料3参考1、資料3参考2に基づき、仙台市環境影響評価条例見直しの方向性について報告
議長（佐藤会長）	ただいまの事務局から報告について、ご質問やご意見等はあるか。
鈴木副会長	<p>騒音の専門家として一つ懸念がある。資料1参考2「仙台市震災復興計画」の34ページ6行目以降に「(被災者の) 移転先としては…仙台東部道路に近接する地域において…」というくだりがある。首都圏、名古屋周辺、関西などにおいて高速道路を人家から離れたところに造った後、利便性の高いインターチェンジ周辺に住宅地が張り付き、そこで騒音問題が発生することがよくある。騒音は地球環境問題のように人類の滅亡には直接はつながらないが、睡眠障害を引き起こすなど典型七公害の中でも苦情件数がトップであり、クオリティオブライフ（人生の質）に非常に大きな影響を及ぼす項目である。この震災復興計画に記載されている計画について、事務局の説明では環境影響評価の本質は損なわずにしっかりやるとのことなので安心はしているが、震災で被災された方の住宅地を早急に安全な場所に確保するという行政上の目的を遂げると同時に、一度引っ越すとそこに長く住み続けることになるので、騒音の大きい場所に自ら近づいて、大きな問題が後で引き起こされることがないように留意した環境影響評価の運用をお願いしたい。</p>

事務局（環境局長）	<p>場所としては資料3の3枚目の黄色で囲んだ地域であるが、計画としてまだ確定した段階ではない。環境影響評価の手続きとして適切に行うことは言うまでもないが、その前段として予め問題を想定して、避けられるものなら避けられるように立案部署である都市整備局に伝える。</p>
工藤委員	<p>環境と経済からの視点として、従来は事業者に対する規制が主な流れであったが、これからは規制ではなく環境をビジネスチャンスととらえ、経済の活性化につながるようなデザインが必要である。さきほどの被災者の移転に関して言えば、費用が一番の問題であるが、他部局所管であるがゆえに環境局は口を挟めない。震災後のがれきの撤去等においては環境局長の英断でスピーディーな対応が図られたことはあまり知られていないが、様々な面でリーダーシップを発揮していただきたい。</p>
事務局（環境局長）	<p>がれきの撤去等においては震災からの復旧を復興につなげる趣旨から、地元の業者の方々に直接お願いをし、それらの方々が仕事を得る術を確保し、地域経済の復興にもつながったと自負している。</p> <p>また、先般の臨時市議会でも議論された震災復興計画における「新次元の防災・環境都市」は、環境をビジネスチャンスとして生かすことや地域経済の振興といった点も含めた考え方であり、主に経済局が担当しているが、そのような視点を踏まえて産業の集積などを図っていく意識である。皆様にご議論いただいた新たな杜の都環境プランにおいてもその旨の記述しており、環境と経済の好循環の関係を期待していることから、我々が担当するか否かに関わらず、復興で柱の一つとなっている環境の視点についても経済的な面を忘れずに努力をしていきたい。</p>
議長（佐藤会長）	<p>条例改正から少し話が離れたが、環境影響評価は規制だけが目的ではなく、開発をする中で環境や生活の質を守るとともに、経済的発展を遂げることが肝要である。今後、本審議会でも議論する部分があるということでご承知おきいただきたい。</p>
議長（佐藤会長）	<p>続いて、議事・報告事項（3）に入る。事務局より報告いただきたい。</p>
事務局（震災廃棄物対策室主幹）	<p>・資料2に基づき、震災廃棄物等の処理状況について報告</p>
議長（佐藤会長）	<p>ただいまの事務局からの報告について、ご質問やご意見等はあるか。</p>

鳥居委員	<p>仙台市の震災廃棄物処理は分別を徹底することにより、その後の処理が円滑に進んでいる。環境省としてもよいモデルであるという認識をしており、ホームページでも紹介させていただいている。今後も適正な処理を進めていただきたい。</p>
佐藤わか子委員	<p>がれき処理に関して3点確認したい。ひとつは6,000棟の損壊家屋の解体撤去はいつ完了するのか。二つ目は仙台駅前のビル解体によるアスベスト飛散についてはがれき処理と関係あるのか。三つ目として焼却灰は石積埋立処分場に埋め立てを行うのか。また、処分場のキャパシティは間に合うのか。</p>
事務局（環境局長）	<p>三点目について、石積埋立処分場は1期工事と2期工事部分があり、がれき処理に伴う仮設焼却炉の焼却灰も現在供用中の1期工事部分に全量埋め立てを行っている。耐用年数としては若干短くなるが、当面の処理に支障をきたすことはないものの、2期工事は前倒しで行うこととなる。</p> <p>二点目について、担当の環境対策課が立ち入り検査を行い発覚したものである。そのビルが建設された当時はアスベストを使用することが一般的であり、そのような建物を解体する際には、施工しうる業者が届出を行い、養生のうえアスベストを事前にはがし、解体することが常識である。他にもアスベストを含む建物の解体工事の現場はあるが、きちんとした対応をしていただいております。本件については解体業界の団体からも憤りの声を聞いている。なお、市内全域で大気中のアスベスト濃度の測定を実施しているが数値が増えていることはないことから、我々が直接関与していない物件において不適正な処理がなされているとは考えていない。</p>
事務局（震災廃棄物対策室主幹）	<p>一点目について、想定される解体家屋を9,000棟と見込み、380チーム体制で実施しており、受付から解体まで2ヶ月半程度で完了している。現在申し込みをいただいている分は年度内に対応できる。</p>
事務局（環境局長）	<p>一点目の補足だが、沿岸部で未だ申し込みをいただけていない家屋が千棟単位であることから、今後、申し込みがあることも考えられ、それらについては次年度の対応となる。</p>
吉岡委員	<p>がれきの撤去や処理が進んでいない自治体がまだまだあるので、仙台モデルを生かす取り組みを私たち委員も含めて各方面から後押しし、東北全体の復興につなげていきたい。</p>


議長（佐藤会長）	<p>国（環境省）が責任を持ってやるべきことではあるが、被災地同士でも助け合っ て復興につなげることが大事である。</p>
間庭委員	<p>先日、宮城県環境生活部長が東京都を訪問して、県内のがれきを受け入れてい ただく旨の合意をしたが、仙台市分のがれきも同様に他の自治体に搬出するのか。 それとも市域内で処理が完結するのか。</p>
事務局（環境局 長）	<p>仙台市としては、国が広域処理の方針を出す前に、不衛生な状況が起こる可能性 のあるものを外に運ぶべきではなく、被災地の近辺において処分や安定化を図る必 要があるとの方針を立てた。したがって、焼却灰は市の石積埋立処分場に、埋め立 てが必要なものは市域内の民間の埋立処分場へなど、リサイクル用以外は市域外に 出ることは想定していない。</p>
間庭委員	<p>仙台市においてキャパシティに余裕がある場合は、県内外を問わず、他の自治体 のサポートをする考えはあるのか。</p>
事務局（環境局 長）	<p>この件については市議会でもご質問をいただいているが、他の自治体から協力の 申し入れがあった際には、がれき処分のスケジュール、焼却施設の処理能力、土地 利用の仕方などの要素を加味しながら検討することとなる。</p>
吉岡委員	<p>私個人としては、余裕があるのならば仙台市が受け入れるべきであると考え る。ただ、例えば仙台市は分別を徹底しているが、他の自治体では混合の状態 で捨てられている所もあるので、そのまま受け入れることはできない。受け入 れる際には分別の徹底を条件に付すなど仙台市のスタンスを崩していただきたく ない。</p>
工藤委員	<p>仙台市ががれき処理で他の自治体より先んじることができたのは、環境局が行政 の縦割りを打ち破るリーダーシップを持って地元業者の力を生かして取り組んだ 結果である。他の自治体に仙台市の知恵を活用してもらうことはよいが、市の復 興プロセスが決まっている現段階において処理を受け入れることはいかがなもの か。</p>
議長（佐藤会長）	<p>難しい問題である。 議事・報告事項（４）について、事務局から何かあるか。</p>

事務局(環境企画課長)	<p>審議会の今後の開催運営等についてだが、今年度の環境審議会については、緊急の審議案件が出てこない限り、本日の開催をもって最後と考えている。</p> <p>また、委員の任期は2年間で今年度末をもって任期満了となる。</p> <p>なお、来年度からの委員については、年明けの3月頃に事務手続きを行うこととなるので、お声がけさせていただいた際には、ぜひお引き受けいただきたい。</p>
議長(佐藤会長)	<p>本日の仙台市環境審議会の議事・報告事項を終了させていただく。ありがとうございました。</p>

この議事録について、会議の内容と相違がないことを認める。

平成 24年 2月15日

仙台市環境審議会署名委員

会長 佐藤 洋 

委員 小松 州子 